

## 第 6 号議案

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年亀岡市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 8 月 30 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年亀岡市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 32 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 45 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 48 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、この条例による改正後の亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定の適用については、新条例第30条第2項第3号、第32条第2項第3号、第45条第2項第3号及び第48条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第30条第2項第4号、第32条第2項第4号、第45条第2項第4号及び第48条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所には、同項の規定による読替え前の新条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における職員の配置基準を見直すこと。
- 2 当分の間、改正前の職員配置基準を適用することができるが、改正後の職員配置基準を満たすよう努める経過措置を設けること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。